

鶴ヶ島市立図書館 指定管理者告示第1号

鶴ヶ島市立中央図書館における国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」実施要綱を次のように定める。

平成29年6月19日

鶴ヶ島市立図書館 指定管理者
館長 田山 詠一朗

鶴ヶ島市立中央図書館における国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鶴ヶ島市立中央図書館（以下、「図書館」という。）における国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 デジタル化資料送信サービスを利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、鶴ヶ島市立図書館規則第7条に掲げる者とする。

- 2 デジタル化資料送信サービスの利用を希望する利用者は、図書館利用証を呈示しなければならない。

(利用目的)

第3条 デジタル化資料送信サービスは学習、教育、研究を目的とする場合に限り利用できる。

(利用時間)

第4条 デジタル化資料送信サービスは、図書館が開館している時間内に限り利用できる。

- 2 前項に関わらず、図書館長が特に必要と認めた場合、デジタル化資料送信サービスの利用を休止することがある。

(閲覧利用)

第5条 デジタル化資料送信サービスによる、デジタル化画像の閲覧は、図書館AVカウンターにある所定の機器により行うものとする。

- 2 利用者の行う機器の操作は、資料の検索及びデジタル化画像の閲覧に限る。それ以外の操作は図書館スタッフが行うものとする。

(複写利用)

第6条 デジタル化画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、図書館へ提出しなければならない。

- 2 複写は、図書館スタッフが行い、A3サイズ以下の用紙へ印刷出力によるものとする。

(複写料金)

第7条 前条の複写を利用する者は、複写料金を支払わなければならない。

- 2 既に領収済の料金は、返金しない。
- 3 複写料金は、鶴ヶ島市立図書館規則第18条を準用する。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条第2項に定める以外の閲覧機器の操作を行わないこと。
- (2) 第6条による以外のデジタル化画像の複写、複製及び撮影を行わないこと。
- (3) その他、図書館スタッフの指示に従うこと。

附則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。